支え合う社会を目指して

障がいのある日常。

障害者差別解消法が施行されて一年。障がいのある人が自分らしく暮らすためにはどうしたらよいのでしょうか。安来で暮らす障がい者の今を通して誰もが安心して暮らせる社会を考えます。

CASE1

車いすで通勤も旅行も

岩田直子さん（安来市立図書館勤務）

「著者や題名はもちろんストーリーを聞かれてもすぐに本が出せるように努めています」と話すのは、岩田直子さん。安来市立図書館に勤務する岩田さんは、足に障がいがあり、車いすで生活しています。

▲通勤する岩田さん

　仕事は、本の貸出返却・事務・子どもたちへの読み聞かせなど多岐にわたります。返却された本を棚に戻す作業もお手の物。十冊程、膝に乗せると車いすを操作して慣れた手つきで棚に戻していきます。担当する子ども図書は棚が低いこともあり、すべて一人でこなします。丁寧な仕事ぶりは同僚も信頼を置いています。

　自宅のある米子からの通勤は、バスを利用。バスの乗り降りは、備え付けスロープで行います。市役所前で降りると、車いすで移動。電動車いすは、多少の段差であれば、なんなく進むことができます。

「以前に比べてスロープの設置や広い通路、専用トイレなど配慮していただける施設が増えてきており、安心して出かけられるようになりました」と話す岩田さん。休日はJRを使って松江や岡山まで出かけることも。しかし、まだ不便な部分も感じています。

「一人で外出するとエレベーターやスロープのない場所で人の手助けが必要になります。ある施設では、以前、迷惑そうな顔をされたので、次に頼みづらくなってしまいました。また、障がい者用トイレの入口に段ボール箱が積んであったり、障がい者用トイレが設置されていなかったりするところもあります。利用者は多くないのかもしれませんが、私にとっては重要な問題です。特別なことは求めていません。皆さんに私のような障がい者がいることを意識して、少し配慮していただければうれしいです。」

CASE2

情報や交流はパソコンで

小林ますみさん（広瀬町広瀬）

生まれつき視覚に障がいのある小林ますみさん。視野が狭くかすかに見える程度です。

家ではモノの場所を覚え、家族にサポートしてもらいながら炊事、洗濯などの家事をほとんど一人でこなします。

文字を見ることができないため、情報はすべて音声で取得します。時間やスケジュール管理などは携帯電話の音声で聞きます。10数年前まで、視覚障がい者の情報ツールは、テープやCD、点字などが一般的でしたが、今はパソコンやスマートフォン、携帯電話などが主流。「パソコンや携帯電話の登場でできることが増えました」。小林さんも平成13年からパソコンを使っています。

パソコンは日課の一つ。障がい者団体の支部長を務める小林さんは、仕事の文書作成やメール確認のほか、インターネットでニュースを見たり、友人とメールをかわしたりと、毎日3時間程パソコンの前で過ごします。

画面は全く見えませんが、パソコンには視覚障がい者用の読み上げソフトがインストールされており、画面の文字にカーソルを合わせる度に「送信ボックス」「ニュース」などの文字を読み上げていきます。

▲キーボードに突起物があり位置を知らせます。

入力も全て音声が知らせてくれます。キーボードを打つと「K、A、か」など文字を読み上げます。漢字変換もできます。例えば「やま」と打って変換キーを押すと「山、川の山」と漢字を伝えてくれます。小林さんは、慣れた手つきで素早く文章を作ってくれました。

「インターネットは視覚障がい者にとって重要なものになっています。しかし、ウェブ上では画像に情報が付記されたものや、PDF※で情報が添付してあり読めないものがあります。また、サイト自体が複雑だと見ることを諦めてしまいます。」と、ウェブでのバリアフリーを望んでいます。

※PDF…電子文書のフォーマット。相手のコンピュータの機種や環境によらず正確に再現することができる。

Let's study

障がいのこと

■障がいの種類

障害者基本法には、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他心身の機能の障がい（指定難病）の4種類が規定されています。

■安来市で障害者手帳を持つ人

●身体障害者手帳

肢体不自由	1059人
内部障がい	473人
聴覚・平衡機能障がい	356人
視覚障がい	105人
音声・言語・そしゃく機能障がい	23人

●療育手帳

知的障がい	357人

●精神障害者保健福祉手帳

精神疾患	331人

●安来市で自立支援医療（精神通院）を受給している人

自立支援医療（精神通院）	820人

※数値は平成28年4月1日現在

障害者差別解消法から一年・・・　事業者に求められる

合理的な配慮って何？

平成28年４月に障害者差別解消法が施行されました。この法律では、自治体や事業所に**「不当な差別的取扱い」**を禁止し、**「合理的な配慮」**を求めています。この聞き慣れない２つの言葉を解説します。

不当な差別的取扱い

障がいを理由としたサービス提供の拒否や制限は禁止です。

●不当な差別の一例

・車いすを理由に入店を断わる。
・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
・学校の受験や入学を拒否する。
・保護者や介助者が一緒にいないと入店を断わる。
・障がい者向けの物件はないと言って対応しない。

正当な理由があれば、理解を得られるように努める必要があります。

もしも障がいを理由に差別を受けた場合は、福祉課へご相談ください。

合理的な配慮

障がいのある人は、その障がいのために生活のしづらさを感じることがあります。しかし、周囲の人が配慮することで改善されることもあります。改善するためにできる範囲で行う行動を合理的配慮といいます。

・その人がいつ、どんな場面で困っているのか
・その困りごとを解消するための適切な配慮は何か

を考え、適切な対応をすることが大切です。障がいのある人から配慮を求められたら、妨げを取り除く工夫をしましょう。

解消法は、行政機関においては法的義務となり、事業所などは努力義務として定めています。

●合理的配慮の一例

・視覚障がいのある人には、読み上げて説明する。
・聴覚障がいのある人には、筆談など音声とは別の方法で伝える。
・知的障がいのある人へ渡す文書は、ふりがなを付ける。
・車いすを利用する人のために段差にスロープを渡す。
※これらは一例で、その内容は障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

市内での取り組み

筆談マークを掲示しています

鳥取銀行安来支店では「筆談マーク」を窓口に掲示しています。聴覚の不自由な人が来店された際に、マークを指さすことで筆談での対応をスムーズに行います。筆記対応専用ボードなどを備え利便性を高めています。

車いすで来館できます

旅館・さぎの湯荘には、年間十数人のお客さんが車いすで来館されます。平成18年に館内をフラットへ改修し、お風呂やトイレなど車いすでの移動が可能に。玄関の段差は可動式の簡易スロープを備えて対応します。

覚えよう！

障がい者に関するマーク

名称	概要等
障がい者のための国際シンボルマーク	障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。 駐車場などでこのマークを見かけたら、障がい者利用への配慮をお願いします。
身体障がい者標識	肢体不自由を理由に免許が付されている人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込みは禁止です。
耳マーク	聞こえが不自由なことを表すマークです。聴覚障がい者は見た目でわかりづらいですが、このマークが提示されたら、コミュニケーションに配慮をお願いします。
「白杖シグナル」普及啓発シンボルマーク	視覚障がい者のＳＯＳシグナルの普及・啓発運動マークです。白杖を頭上 50 センチ程度に掲げている人を見つけたら、声をかけ、支援を行いましょう。

活用ください　市の事業

●手話通訳者を派遣します

手話でコミュニケーションを取る聴覚障がい者のために、手話通訳者の派遣を行っています。講演会、会議、打合せなど必要な際に派遣しますのでご活用ください。（有償）

●要約筆記者を活用ください

要約筆記とは、聴覚障がい者への情報伝達手段で、会話の内容を文字として伝えることです。手書きやパソコンを使い、プロジェクターなどでスクリーンに映します。（有償）

また、要約筆記者が聴覚障がい者のとなりでノートを使い、通訳を行うノートテイクなどでも活用できます。（無償）

●一時的に車いすを貸し出します

入院している人が、一時的に外出する際などに必要な車いすを無償で貸し出しています。

■問い合わせ　福祉課℡ 23-3216

INTERVIEW

障がいに関係なく相手の立場で考えましょう

社会福祉法人せんだん会
障害福祉サービス事業所
梨の木園　サービス管理責任者
竹内洋二さん

障害福祉サービス事業所「梨の木園」では、精神・知的・身体に障がいがある約70人が就労支援や生活の訓練を受けています。

ここでは個々の能力や本人の希望に合わせて、イチゴ・ナシの加工やシール貼り、段ボール加工などさまざまな作業を行いながら、地域の中で暮らせるように支援しています。

障害者差別解消法が施行されて一年が経とうとしていますが、まだ社会的整備は進んでいないように感じます。私たちが園外に出るときにまず行うことは、身障者トイレの確認だったり、スロープがあるかなどです。こういった基盤整備はすぐには難しいです。しかし、社会で暮らす私たち一人一人が少しでも障がいを理解し、共に歩むことで障がい者にとって暮らしやすい社会になると思います。

障がい者にとって必要な助けはさまざまです。障がい特性や場所、状況、個人の性格でも違います。精神や知的障がいのある人は見た目だけではわからないこともあります。しかし、その人に障がいがあるか・ないかはあまり関係ないことだと思います。大切なのは、その人が何に困っているかどうか、今助けが必要かどうか、相手の気持ちに寄り添って考えることです。

障がいの有無にかかわらず互いを認め合い、困っている人に出会ったら助け合うことができるような社会になればいいですね。